

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県久喜市河原井町16番地1
氏名 埼玉エコロジー株式会社
代表取締役 河野 利美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和6年5月30日
許可の有効年月日 令和11年3月2日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）
及び陶磁器くず（繊維状のものに限る。） 以上4種類
溶融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県久喜市河原井町16番1 以上1筆（面積9,877.96㎡）
処理施設及び保管施設の概要は2面以降のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、2面及び3面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成21年3月3日	指令産廃第1329号	新規許可
平成21年11月30日	—	変更届（溶融減容施設の入替え）
平成30年11月16日	—	変更届（保管面積の拡大及び縮小等）
令和4年10月13日	指令産廃第597-1号	変更許可（1種類の追加、1種類の限定解除、 破碎施設処理能力の増大及び圧縮梱包施設処理能力の増大）
令和6年5月30日	指令東環第24-10号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	123.32 t / 日 (12時間)	がれき類 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-85
	120.96 t / 日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
破碎施設	24.00 t / 日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	平成21年 3月 3日 — —
破碎施設	120.00 t / 日 (12時間)	木くず 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-86
破碎施設	24.00 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-87
	28.80 t / 日 (12時間)	紙くず 以上1種類	
	30.00 t / 日 (12時間)	木くず 以上1種類	
	26.40 t / 日 (12時間)	繊維くず 以上1種類	
	21.60 t / 日 (12時間)	ゴムくず 以上1種類	
	45.60 t / 日 (12時間)	金属くず 以上1種類	
	32.40 t / 日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
	43.20 t / 日 (12時間)	がれき類 以上1種類	
38.40 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類		



施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
圧縮梱包施設	200.64 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年 3月 3日 — —
	236.64 t / 日 (12時間)	紙くず 以上1種類	
	123.48 t / 日 (12時間)	繊維くず 以上1種類	
	184.80 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(繊維状のものに限る。)以上4種類	
溶融減容施設	0.60 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)以上1種類	平成21年 3月 3日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
がれき類 以上1種類	64.0 m ²	3.0 m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	9.0 m ²	1.5 m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	90.0 m ²	3.0 m (屋外)
木くず 以上1種類	144.0 m ²	3.0 m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	100.0 m ²	3.0 m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	100.0 m ²	3.0 m (屋外)
がれき類 以上1種類	16.3 m ²	1.5 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	16.3 m ²	1.5 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	30.0 m ²	2.5 m (屋内)
木くず 以上1種類	265.0 m ²	3.5 m (屋内)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	18.0㎡	1.5m(屋内) (8.2㎡コンテナ×2個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	9.0㎡	1.5m(屋内) (8.2㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	9.0㎡	1.5m(屋内) (8.2㎡コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	9.0㎡	1.5m(屋内) (8.2㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類	18.0㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。) 以上1種類	10.0㎡	2.0m(屋内)

(以下余白)